

令和6年度国民健康保険料等について

国民健康保険課

1. 政策等の背景・目的及び効果

平成30年度（2018年度）からの国民健康保険制度改革により、都道府県は国民健康保険の共同保険者として、財政運営の主体的な役割を担っています。

大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度（2024年度）に府内の全市町村が「市町村標準保険料率」に統一します。

今般、令和6年度の市町村標準保険料率算定結果が大阪府から示されたことから、令和6年度国民健康保険料率の算定並びに賦課限度額の見直し等を行うものです。

なお、令和5年度（2023年度）までは保険料統一に向けての激変緩和期間であったため、各市町村において保険料の独自減免等を行っていましたが、令和6年度からは各市町村が保険料の抑制に充てていた財源を大阪府に集約するなどし、府全体で保険料の抑制や標準化を図ります。

2. 内容

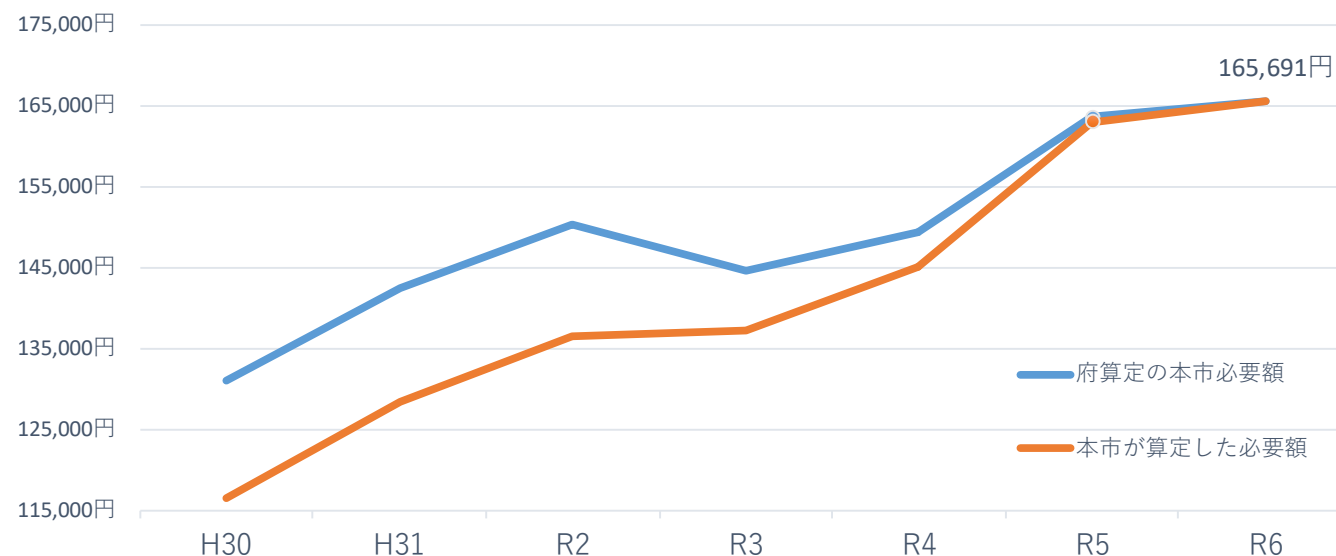
(1) 1人当たり保険料収納必要額について

令和6年度（2024年度）も引き続き、新型コロナウイルス感染症による受診控えからの反動傾向を受けて、保険給付費が増加しています。

さらに、高齢化の進展、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等に伴い後期高齢者支援金が増加、介護給付費が全国的に増加していることに加え、介護報酬が増額改定したことにより介護納付金も増加し、一人当たり保険料収納必要額は増加し続けています。

大阪府による令和6年度の保険給付費の推計値は、前年度と比べて2.63%の増加となりました。一方で、一人当たりの保険料収納必要額は、前年度と比べて2.02%の増加となり、保険給付費の伸び率より低い伸び率に留められています。

1人当たり保険料収納必要額の推移



(2) 令和6年度(2024年度)の保険料率について

大阪府の算定した府内市町村全体、並びに本市の国民健康保険事業費納付金等算定結果は次のとおりです。1人当たり保険料収納必要額の差は、被保険者の所得水準の違いによるものです。

<大阪府全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果の1人当たり保険料収納必要額>

	事業費納付金(A)	一般会計からの 法定繰入金等(B)	保険料収納 必要額(A-B)	
医療分	200,394,752,156円	39,968,537,127円	160,426,215,029円	
後期分	57,911,783,822円	6,518,206,768円	51,393,577,054円	
介護分	20,959,417,124円	2,630,255,376円	18,329,161,748円	
被保険者数	介護2号 被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料 収納必要額
1,595,892人	556,059人	1,071,163世帯	834,522,729,516円	165,691円

*後期高齢者支援金等分を「後期分」、介護納付金分を「介護分」と表記しています。

<大阪府による本市の国民健康保険事業費納付金等算定結果の1人当たり保険料収納必要額>

	事業費納付金(A)	一般会計からの 法定繰入金等(B)	保険料収納 必要額(A-B)	
医療分	8,530,437,750円	1,801,939,436円	6,728,498,314円	
後期分	2,448,131,091円	290,469,347円	2,157,661,744円	
介護分	812,147,907円	108,287,054円	703,860,853円	
被保険者数	介護2号 被保険者数	世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料 収納必要額
66,045人	21,553人	43,546世帯	34,863,175,098円	167,204円

上記の事業費納付金を納めるため、市町村が保険料として集める必要がある額を勘案し、大阪府が示す市町村標準保険料率は次のとおりです。

＜大阪府の示す令和6年度（2024年度）市町村標準保険料率＞

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	1人当たり 保険料収納必要額
医療分	9.56%	35,040円	34,803円	65万円	165,691円
後期分	3.12%	11,167円	11,091円	22万円	
介護分	2.64%	19,389円	—	17万円	

＜参考：令和5年度（2023年度）市町村標準保険料率＞

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	1人当たり 保険料収納必要額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円	162,417円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円	
介護分	2.61%	19,552円	—	17万円	

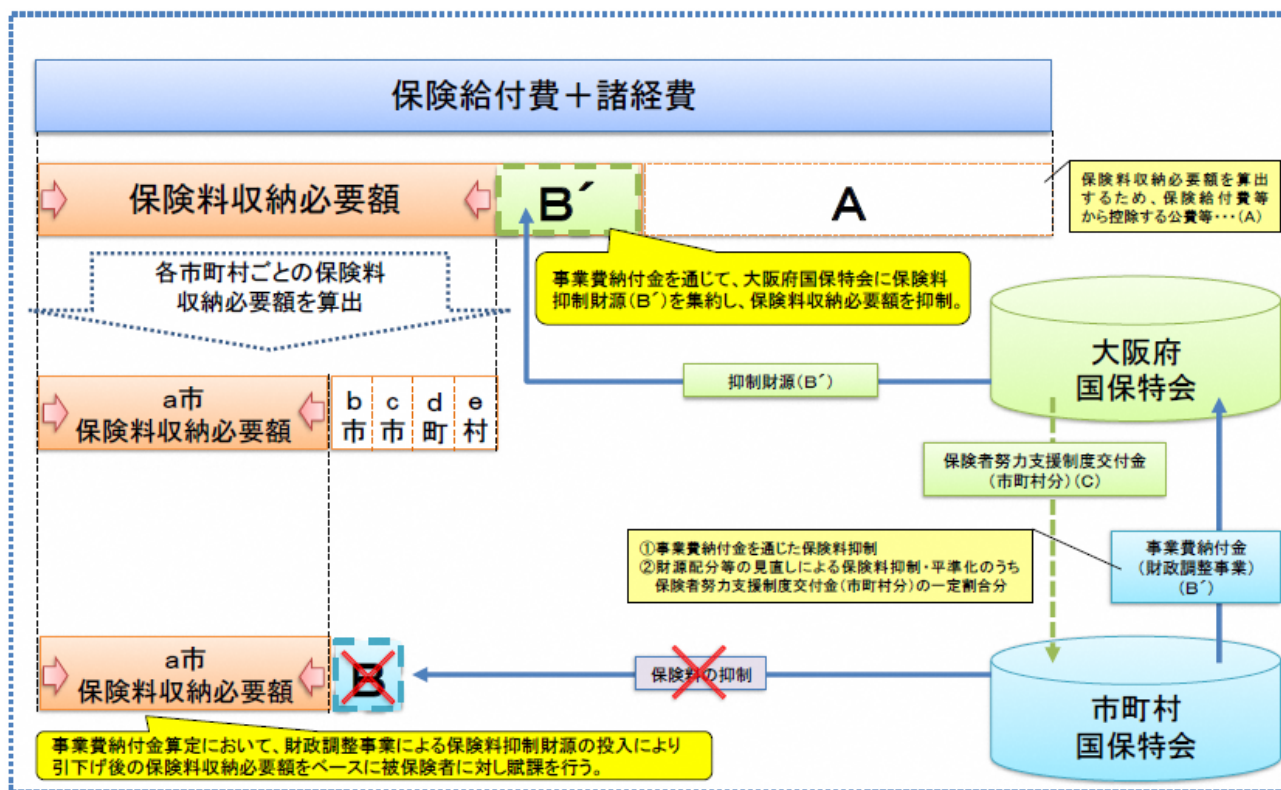
＜参考：令和5年度（2023年度）枚方市保険料率（激変緩和措置後）＞

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	1人当たり 保険料収納必要額
医療分	9.22%	32,060円	32,290円	65万円	162,957円 (激変緩和措置前 は163,597円)
後期分	2.99%	10,160円	10,220円	20万円	
介護分	2.58%	19,180円	—	17万円	

(3) 市町村標準保険料率の抑制・平準化に向けた府全体の取り組み

- ・ 都道府県の保険者努力支援制度交付金の活用
- ・ 特例基金（財政基盤強化分）の活用
- ・ **財政調整事業による保険料抑制財源の確保**・・・これまで、各市町村において保険料の激変緩和措置や市町村独自の保険料減免等を行い、被保険者の負担軽減を図ってきました。令和6年度（2024年度）の保険料統一後は、各市町村が保険料の抑制に充てていた財源を大阪府に集約するなどし、府全体で統一保険料の抑制や平準化を行います。

令和6年度以降の保険料抑制の仕組み



財政調整事業の取り組み

①事業費納付金を通じた保険料抑制

被保険者一人当たりの保険料抑制額を定め、各市町村の被保険者数を乗じた額を事業費納付金の一部として府に納付します。一人当たり保険料抑制額については、2,041円と定め、納付については全市町村が納付可能であることを前提として、令和6年（2024年）～令和8年（2026年）の3ヵ年においてそれぞれ保険料抑制を図るものです。

②財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

これまでの府と市町村の財源配分を見直し、府に重点的に財源を確保することにより、統一保険料の抑制・平準化を行います。令和6年度（2024年度）は府繰入金（2号）の全額と、市町村分の保険者努力支援制度交付金の5割を府の財源とすることで、更なる保険料の抑制を図ります。

③府国保特会の剰余金による保険料抑制・府財政安定化基金の財政調整機能活用による平準化

府で生じた剰余金を次年度の統一保険料の抑制財源として活用するほか、後年度以降の保険料抑制財源として活用することにより、統一保険料の抑制・平準化を図るものです。

(4) 賦課限度額の引上げについて

国民健康保険法施行令の規定に沿った、大阪府の「国民健康保険運営方針」を踏まえ、後期分に係る賦課限度額を現行の20万円から22万円へ引き上げます。

令和5年度(2023年度)			令和6年度(2024年度)		
医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
65万円	20万円	17万円	65万円	22万円	17万円

(5) 保険料軽減判定所得の引上げについて

所得が低い世帯にあっては、応益割（均等割及び平等割）の保険料負担が重くなることから、世帯の所得額に応じて、応益割保険料額を軽減する制度があります。令和6年度(2024年度)は、物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、国は、軽減判定所得基準額の見直しを行います。

令和5年度 (2023年度)	5割軽減	世帯の所得が43万円+(29万×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下
令和6年度 (2024年度)	5割軽減	世帯の所得が43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下
	2割軽減	世帯の所得が43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数等人数)以下

*世帯の被保険者等に給与所得者等が2人以上いる場合、給与所得者等の数が1を超える数に10万円を乗じた金額を、世帯の所得から減じて判定します。

3. 実施時期等

令和6年（2024年）3月定例会月議会に所要の条例改正案を提出し、令和6年度の保険料から適用します。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」
 施策目標6 「誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち」



5. 関係法令・条例等

- ・健康保険法・健康保険法施行令
- ・国民健康保険法・国民健康保険法施行令
- ・枚方市国民健康保険条例・枚方市国民健康保険条例施行規則

6. その他

保険料の府内統一については、令和6年（2024年）3月号の「広報ひらかた」、具体的な保険料率については、改正条例の成立後に告示するとともに、同年4月号の「広報ひらかた」にて、市民にお知らせします。また、市ホームページ等も活用し、広く周知を図ります。

<参考資料>所得階層別・世帯人数別保険料比較表

(単位:円)

所得額 (単位:万円)	1人世帯			2人世帯			3人世帯			4人世帯			5人世帯												
	A:令和5年度		B:令和6年度	A:令和5年度		B:令和6年度	A:令和5年度		B:令和6年度	A:令和5年度		B:令和6年度	A:令和5年度		B:令和6年度										
	軽減		軽減	増減 (B-A)	軽減		軽減	増減 (B-A)	軽減		軽減	増減 (B-A)	軽減		軽減	増減 (B-A)									
43.0	7	29,100	7	33,445	4,345	7	45,500	7	53,124	7,624	7	56,200	7	66,986	10,786	7	66,800	7	80,848	14,048	7	77,500	7	94,710	17,210
45.0	5	52,500	5	58,808	6,308	5	80,800	5	91,606	10,806	5	99,600	5	114,710	15,110	5	118,500	5	137,813	19,313	5	137,300	5	160,917	23,617
70.0	5	89,400	5	97,108	7,708	5	117,800	5	129,906	12,106	5	136,700	5	153,010	16,310	5	155,500	5	176,113	20,613	5	174,200	5	199,217	25,017
71.5	5	91,700	5	99,406	7,706	5	120,000	5	132,204	12,204	5	138,900	5	155,308	16,408	5	157,700	5	178,411	20,711	5	176,500	5	201,515	25,015
95.0	2	157,600	2	168,855	11,255	5	154,800	5	168,206	13,406	5	173,500	5	191,310	17,810	5	192,400	5	214,413	22,013	5	211,200	5	237,517	26,317
100.0		188,100		198,814	10,714	5	162,200	5	175,866	13,666	5	180,900	5	198,970	18,070	5	199,800	5	222,073	22,273	5	218,600	5	245,177	26,577
115.0		210,300		221,794	11,494	2	234,000	2	251,972	17,972	5	203,200	5	221,950	18,750	5	222,000	5	245,053	23,053	5	240,800	5	268,157	27,357
128.5		230,200		242,476	12,276	2	253,900	2	272,654	18,754	5	223,200	5	242,632	19,432	5	241,900	5	265,735	23,835	5	260,800	5	288,839	28,039
132.0		235,400		247,838	12,438	2	259,100	2	278,016	18,916	2	290,600	2	314,981	24,381	5	247,200	5	271,097	23,897	5	266,000	5	294,201	28,201
147.0		257,600		270,818	13,218	2	281,400	2	300,996	19,596	2	312,800	2	337,961	25,161	5	269,400	5	294,077	24,677	5	288,200	5	317,181	28,981
150.0		262,000		275,414	13,414	2	290,300	2	305,592	15,292	2	317,200	2	342,557	25,357	5	273,800	5	298,673	24,873	5	292,600	5	321,777	29,177
167.0		287,100		301,458	14,358		348,600		367,054	18,454	2	342,400	2	368,601	26,201	2	373,800	2	405,567	31,767	5	317,700	5	347,821	30,121
184.5		313,000		328,268	15,268		374,400		393,864	19,464	2	368,200	2	395,411	27,211	2	399,600	2	432,377	32,777	5	343,600	5	374,631	31,031
199.0		334,500		350,482	15,982		395,900		416,078	20,178	2	389,800	2	417,625	27,825	2	421,200	2	454,591	33,391	2	452,700	2	491,556	38,856
202.0		339,000		355,078	16,078		400,300		420,674	20,374	2	401,100	2	422,221	21,121	2	425,700	2	459,187	33,487	2	457,100	2	496,152	39,052
237.0		390,700		408,698	17,998		452,100		474,294	22,194		494,400		520,501	26,101	2	477,300	2	512,807	35,507	2	508,900	2	549,772	40,872
276.0		448,300		468,446	20,146		509,800		534,042	24,242		551,900		580,249	28,349		594,200		626,456	32,256	2	566,500	2	609,520	43,020
316.0		507,600		529,726	22,126		568,900		595,322	26,422		611,100		641,529	30,429		653,300		687,736	34,436		695,500		733,943	38,443
356.0		566,700		591,006	24,306		628,100		656,602	28,502		670,300		702,809	32,509		712,600		749,016	36,416		754,800		795,223	40,423
436.0		684,900		713,566	28,666		746,400		779,162	32,762		788,700		825,369	36,669		830,800		871,576	40,776		873,100		917,783	44,683
520.0		809,300		842,254	32,954		870,700		907,850	37,150		912,900		954,057	41,157		955,100		1,000,264	45,164		993,700		1,030,456	36,756
610.0		942,400		980,134	37,734		989,100		1,027,264	38,164		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
655.0		998,600		1,033,202	34,602		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
705.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
905.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
1,305.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
1,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000
2,805.0		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000		1,020,000		1,040,000	20,000

※所得者は世帯に1人と想定、3人目以降は医療分と後期分のみとしています。

※賦課限度額を令和5年度の102万円から、令和6年度想定は104万円に変更して表示しています。

※2人世帯/3人世帯においては、軽減判定所得の増額に伴う軽減適用範囲の拡充が反映されていることから、一部で保険料が減額となっています。